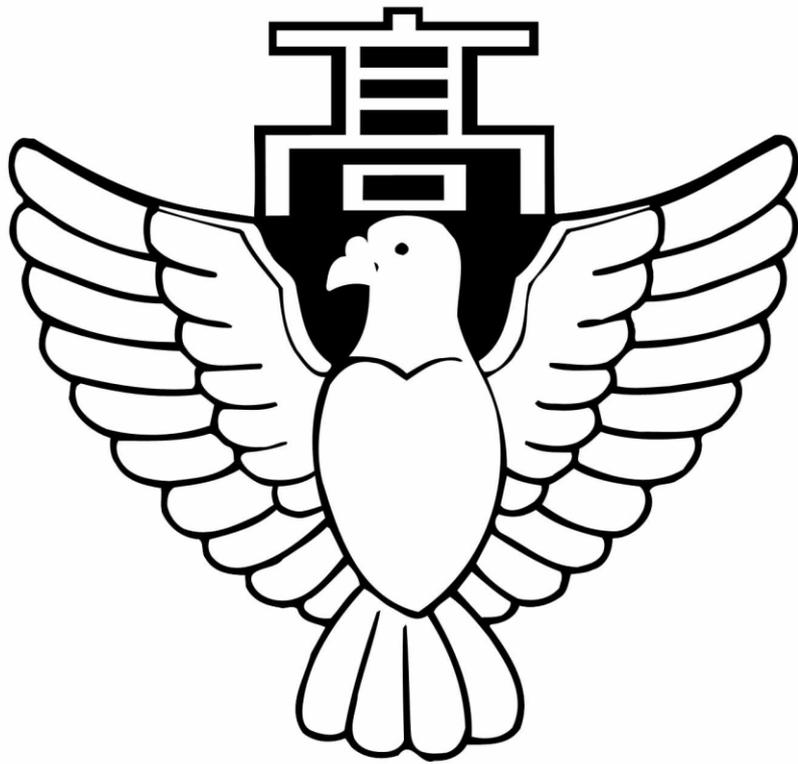


学校いじめ防止等のための基本方針



秋田県立増田高等学校

I. いじめ防止基本方針の策定

いじめ問題は、「どの生徒にも、どの学校においても、起こりうる」という共通認識のもと、「いじめは絶対許されない」という強い意識を持って取組まなければならない。いじめ問題の早期発見・早期対応に努め、いじめの事実が確認された場合は、双方に対して適切な指導を行うほか、保護者にも誠実に対応しなければならない。実態を的確に把握して、迅速かつ適切な対応を行うために、いじめに対応する校内組織を整備し、教職員のいじめの対処について理解を深めることも必要である。また、家庭、地域、関係機関等との連携を深めながら、いじめの未然防止及び早期発見を図るために策定するものである。

II. いじめの理解

(ア) いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった心身の苦痛を感じているものをいう。

(イ) 具体的ないじめの態様

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より)

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(ウ) いじめの基本認識

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ② 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。

- ③ いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。
- ④ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。
- ⑤ いじめの問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題でもあること。
- ⑥ 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組む必要があること。

Ⅲ. いじめの未然防止

(ア) いじめを許さない学校づくりのために

- ① 居場所づくり
 - 「わかる授業」で生徒が活躍できる場を作る。
 - 生活三信条（挨拶励行・時間厳守・整理整頓）で、落ち着いた学校を作る。
- ② 絆づくり
 - 集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために場や機会を提供する。
- ③ 自己有用感
 - 授業や行事の中で活躍できる場を設定し、認められている実感を生徒に持たせる。

(イ) いじめの防止のための措置

<学級担任等>

- 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成。
- 1人1人を大切にしたりわかりやすい授業づくりを進める。
- 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

<養護教諭>

- 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

<生徒指導担当教員>

- いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

IV. いじめの早期発見

(ア) 早期発見の基本

- ① 児童生徒のささいな変化に気づくこと。
- ② 気づいた情報を確実に共有すること。
- ③ 情報に基づき速やかに対応すること。

(イ) 早期発見の手立て

<学級担任等>

- 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- 休み時間、放課後の生徒との雑談や学級日誌等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

<養護教諭>

- 保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。

<生徒指導担当教員>

- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用や電話相談窓口について周知する。
- 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、生徒が生活する場の異常の有無を確認する。

<保護者や地域からの情報提供>

- いじめに対する学校の考え方や取組を保護者や地域にホームページや配布物で周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者や地域の方からの訴えを真摯に受け止める。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

いじめられている子

● 日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしな
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

● 授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

● 昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる

● 清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

● その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 服に靴の跡がついている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 手や足にすり傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう

V. いじめに対する措置

(ア) いじめ防止等、対策のための組織

① 増田高校いじめ防止対策委員会の設置

本校は学校の実情をふまえ、いじめ防止等の対策のための組織として、また、重大事態発生時の調査組織として「増田高校いじめ防止対策委員会」（以下、対策委員会）を設置するものとする。

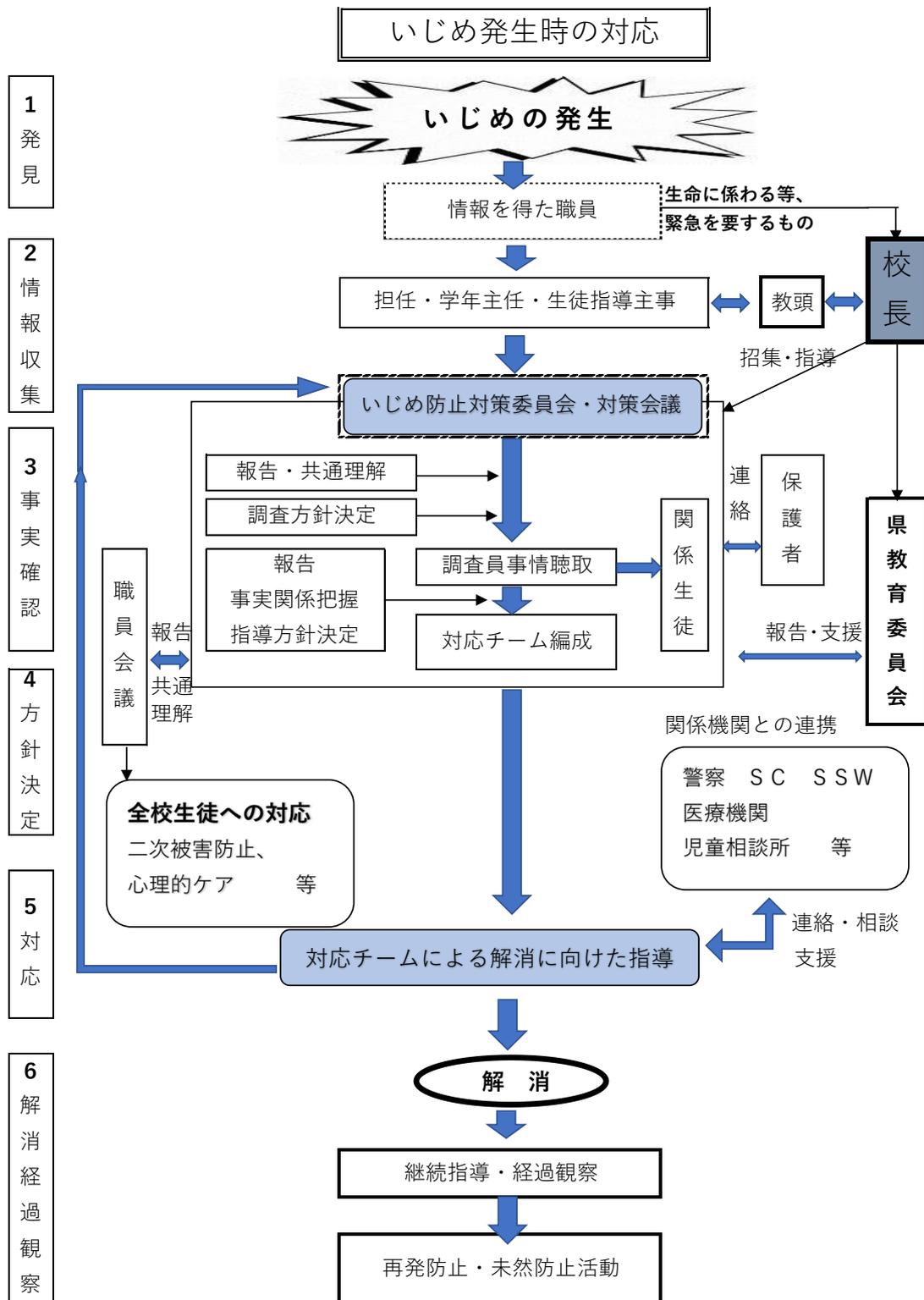
役 職 名	人数	備 考
校 長	1	増田高校いじめ防止対策委員長
教 頭	1	同 副委員長
生徒指導主事	1	
生徒指導部副主任	2	
養護教諭	1	
学年主任	3	1年～3年各学年主任
当該学級担任	1	事案に応じて加えることができる
当該部活動顧問	1	
関係教員	1	

対策委員会は本校におけるいじめ対策の中核をになうものであるため、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童相談所、医師、警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

② 対策委員会の役割

1. 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
2. いじめの相談・通報の窓口としての役割。
3. いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
4. いじめの疑いに係る情報があった時には事実確認を待つことなく速やかに高校教育課に電話及び文書で報告する。また、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。
5. 「重大事態発生時」における調査主体としての役割。

(イ) いじめ発生時の対応



(ウ) 重大事態の対応の流れ

重大事態の発生

○秋田県教育委員会に重大事態の発生の報告が必要な場合

(ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

(イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

(30日を目安として)

※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

重大事態の
調査組織の招集

- ・「増田高校いじめ防止対策委員会」の招集。

事実関係を明確に
するための調査を実施

- ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・因果関係の特定を急ぐべきではなく客観的な事実関係を速やかに調査。

いじめを受けた生徒
及びその保護者に対して
情報を適切に提供

- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供。
- ・関係者の個人情報に十分配慮。

※生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに横手警察署に通報し、適切に援助を求める。

(エ) 具体的な指導・支援について

① いじめられた生徒に対応する教員（担任、学年部、部活動顧問）

- いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人々等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添わせる体制を作る。
- いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

② いじめた生徒に対応する教員（生徒指導部）

- いじめた生徒の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - 必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導する、又は出席停止処分などを活用し、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
 - いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難であると判断した場合、横手警察署とも連携して対応する。
 - いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
 - 不満やストレスがあってもいじめに向かうのではなく、的確に発散できる力を育む。
- ③ 保護者との連携
- 家庭訪問（加害、被害とも）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
 - いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
 - 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。
- ④ 調査委員会
- 状況に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応が困難である場合のサポート体制について、年度毎に見直す。
 - 指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

秋田県の主な相談電話一覧

子どもや保護者の方の教育や子育てに関するさまざまな困りごとや心配ごとを誰かに相談することによって、抱えている問題の改善や解決を図るとともに、悩みや心の苦しみを緩和したり取り除くことができるよう、いろいろな分野の電話相談窓口を設置しています。

誰にも話せない、相談できない、そんなとき電話で相談してみませんか。



県教育委員会

○「24時間子供SOSダイヤル」(全国统一ダイヤル H28からフリーダイヤル化)

☆24時間いつでも、いじめ問題等に悩む子どもや保護者等の相談に応じます。
・0120-0-78310 (なやみ言おう)

○「いじめ緊急ホットライン」(「すこやか電話」)

☆いじめ問題等に悩む児童生徒や保護者等の相談に応じます。

- ・0120-377-914……北教育事務所
- ・0120-377-904……中央教育事務所
- ・0120-377-943……南教育事務所

※ただし、土日、祝祭日、年末・年始、月曜日～金曜日の午後5時～午前8:30については、留守番電話により、中央児童相談所が開設している「24時間・365日」相談の電話番号(018-862-7311)を案内しています。



○「すこやか電話」

☆不安や悩み等を抱えている児童生徒や直接学校に相談できない保護者等の相談に応じます。

- ・0120-377-804……総合教育センター
- ・0120-377-915……北教育事務所鹿角出張所
- ・0120-377-917……北教育事務所山本出張所
- ・0120-377-908……中央教育事務所由利出張所
- ・0120-377-945……南教育事務所仙北出張所
- ・0120-377-949……南教育事務所雄勝出張所

関係機関

○「やまびこ電話」(24時間対応) ……県警察本部

☆子どもからの相談及び家族、地域住民等からの少年の非行等に関する相談に応じます。
・018-824-1212

○「チャイルド・セーフティ・センター」……県警察本部

☆問題行動、いじめ、児童虐待、不登校、自殺等の子どもに関する悩みについての相談に応じます。
・018-831-3421

○「子ども・家庭110番」……中央児童相談所

☆18歳未満の子どもに関する様々な相談に応じます。
・0120-42-4152 (フリーダイヤル)
・018-824-4152

○「秋田いのちの電話」……いのちの電話事務局

☆こころの危機を抱えいろいろな悩みをもっている人の相談に応じます。
・018-865-4343

○児童相談所電話相談

☆育児や子育てなどの悩みをもっている人の相談に応じます。

- ・0186-52-3956……北児童相談所
- ・018-862-7311……中央児童相談所
- ・0182-32-0500……南児童相談所



○「子どもの人権110番」……秋田地方法務局

☆いじめ、虐待など子どもをめぐる人権問題に関する相談に応じます。
・0120-007-110

○「こころの電話」……県精神保健福祉センター

☆子どもの問題(躰、養育、発達、不登校など)に関する相談に応じます。
・018-831-3939

(中・高校生用)

秋田わか杉っ子 いじめゼロに向けた五か条

- 一 私たちは、いじめが人権を侵害する許されない行為であることを理解し、絶対にいじめを行いません。
- 二 私たちは、いじめを見過ごさず、友人や信頼できる人と力を合わせて、いじめの根絶に向けて行動します。
- 三 私たちは、思いやりの心を大切にし、他人の喜びや心の痛みをその人の身になって感じたり考えたりします。
- 四 私たちは、一人一人の違いを認め、自分も相手もかけがえのない存在として尊重します。
- 五 私たちは、生活習慣や文化、価値観の異なる人々とも積極的に交流し、社会を支える一人になります。